

ふるさと納税

～ふるさと納税(寄附金)の税額控除について～

● ふるさと納税ってなんだろう？

「ふるさと納税」とは、新たに税を納めるものではなく、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県や市町村）への寄附金のことです。寄附先の『ふるさと』に定義はなく、出身地以外でも各自が想う『ふるさと』を自由に選ぶことができます。

「ふるさと納税」では、個人住民税等を払っている人が地方公共団体へ寄附をした場合、2,000円を超える額について、税額の控除を受けることができます。

市民の皆さんが、土幌町に対して寄附をされた場合も対象になります。



● 土幌町の寄附金

土幌町では、寄附者の想いに少しでも応えられるよう、寄附金の使いみちに対して指定ができるようになっています。

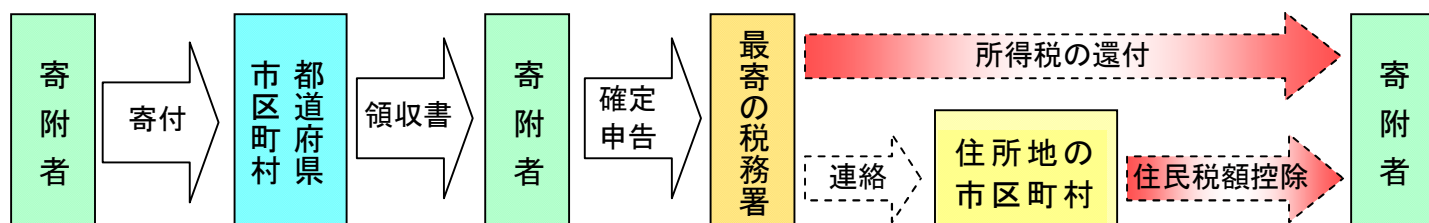


《事業のメニュー》

- (1) 協働のまちづくりに係る基盤づくりに関する事業
- (2) 新しい時代を担うひとづくりに関する事業
- (3) スポーツ・文化を育む地域づくりに関する事業
- (4) 子どもを育てやすい環境づくりに関する事業
- (5) みんなで支えあう福祉のまちづくりに関する事業
- (6) 賑わいや活力を創りだすまちづくりに関する事業
- (7) 安全で安心できるまちづくりに関する事業
- (8) 環境にやさしいまちづくりに関する事業
- (9) その他目的達成のため町長が必要と認める事業

● 手続きはどうしたらいいの？

寄附金の控除を受けるには、「**確定申告**」が必要となります。



寄附金控除を受けるには、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。

その際、寄附先からもらった領収書の添付が必要となりますので、ご注意ください。

※ 個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合は、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告のみを行うことも可能です。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

●ワンストップ特例制度について

平成27年4月1日からふるさと寄附金の『ワンストップ特例制度』が創設されました。これは、確定申告や住民税の申告を行わない給与所得者や年金所得者等が寄附をした場合に、税務申告を簡素化する制度です。

寄附をされる際にワンストップ特例の申請をされると、市町村間での通知により翌年度の住民税で「申告特例控除」が適用されます。



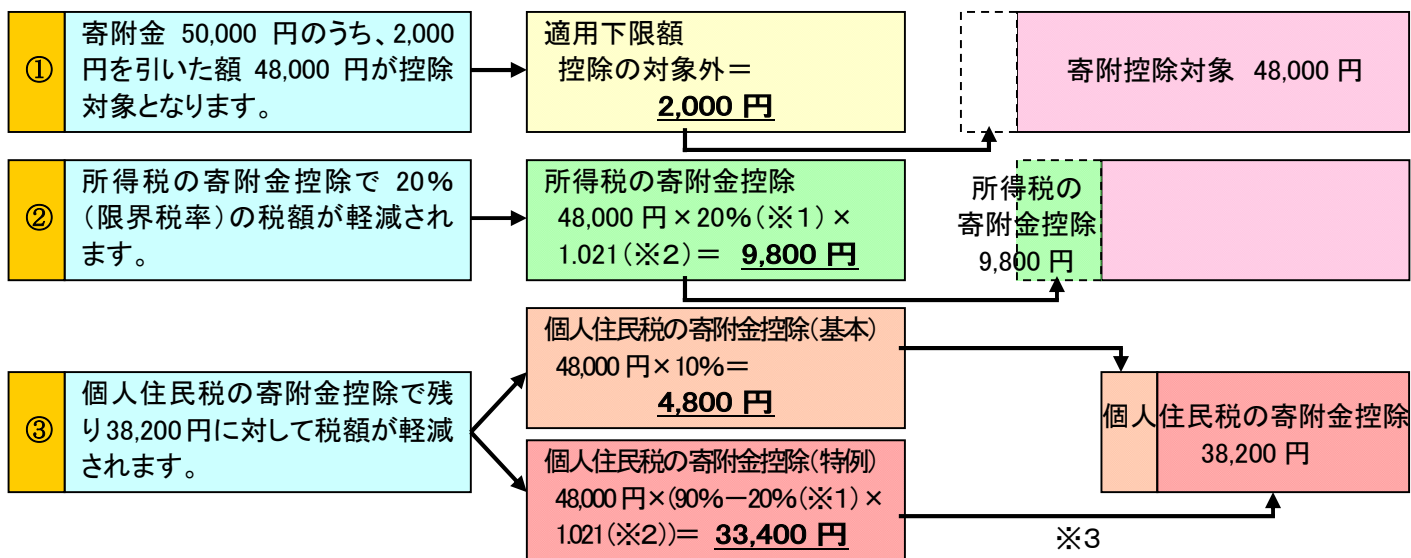
- ・ワンストップ特例の申請をされた方が確定申告や住民税申告をした場合、ワンストップ特例の申請は無効となります。
- ・5カ所を超える市町村にワンストップ特例の申請を行った場合、ワンストップ特例の申請は無効となります。

上記に該当する方は、確定申告や住民税申告の際に、寄附金の申告を忘れないようご注意ください。

●税額はどれくらい控除されるの？

地方公共団体へ寄附を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2,000円を超える額について控除できる仕組みとなっています。

《税負担軽減の仕組み》 年収700万円、寄附金5万円の場合（夫婦・子どもなし）



軽減税額 = ②+③ → 48,000円

※1 20%については、所得税率により変動します。

※2 平成25年から平成49年までの間、復興特別所得税(税率2.1%)が課税されます。

※3 個人住民税の寄附金控除(特例)については、所得割額の2割が上限とされています。

”協働でつくる生き生きしほろ”の実現へ、ご支援をお願いいたします。

【問い合わせ先】

総務企画課企画グループ 財政担当

TEL:01564-5-5212